

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第三条 研究所は、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 工業、農業その他の産業に係る技術並びに保健及び環境に関する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。</p> <p>二 工業、農業その他の産業に係る技術に関する指導、研修、情報提供等を行うこと。</p> <p>三 センターの設備を利用に供すること。</p> <p>四 依頼に応じ、試験、検査、分析等（以下「試験等」という。）を行うこと。</p> <p>五 その他研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。</p> <p>（使用料等の納付等）</p> <p>第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の種別及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費を基準として知事が定める。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により使用料等を納入すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料等の額は、前項に定める額の二倍に相当</u></p>	<p>（業務）</p> <p>第三条 研究所は、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 工業、農業その他の産業に係る技術並びに保健及び環境に関する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。</p> <p>二 工業、農業その他の産業に係る技術に関する指導、研修、情報提供等を行うこと。</p> <p>三 センターの設備を利用に供すること。</p> <p>四 依頼に応じ、試験、検査、分析、<u>鑑定等</u>（以下「試験等」という。）を行うこと。</p> <p>五 その他研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。</p> <p>（使用料等の納付等）</p> <p>第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の種別及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費を基準として知事が定める。</p>

する額とする。

- 4| 使用料等は、前条の利用の許可を受け、又は試験等を依頼する際に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、これを分納又は後納することができる。
- 5| 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。
- 6| 既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第八条関係）

一 使用料

センターの区分	種 別	金 額
保健環境センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 四、四〇〇円
食品工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 四、七〇〇円
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一七、〇〇〇円
	加工機器	一時間につき 一六、七〇〇円
	試験室	一回につき 一、九〇〇円
東部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 三、六〇〇円
	加工機器	一単位につき 三、八〇〇円
	試験室	一回につき 一、〇〇〇円
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一日につき 一、〇〇〇円
畜産技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき 一七、二〇〇円
水産海洋技術センター	測定機器、試験機器	一単位につき 一五、四〇〇円

- 3| 使用料等は、前条の利用の許可を受け、又は試験等を依頼する際に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、これを分納又は後納することができる。
- 4| 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。
- 5| 既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第八条関係）

一 使用料

センターの名称	種 別	金 額
保健環境センター	製剤機	一時間につき 四三〇円
	試験検査機器	一時間につき 四八五円
食品工業技術センター	測定機械、試験機械及び分析機械	一単位につき 六、五二〇円
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき 一九、四七〇円
西部工業技術センター	工作機械、溶接機械及び溶射装置	一時間につき 一六、八六〇円
	試験機械	一単位につき 七、〇六〇円
	加熱炉	一回につき 一三、六七〇円
	試験室	一時間につき 六一〇円
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき 一九、四七〇円
東部工業技術センター	測定機械	一時間につき 五、〇八〇円
	試験機械	一単位につき 一、六四〇円

ター	及び分析機器	
林業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一六、八〇〇円
	加工機器	一単位につき 一五、九〇〇円

備考

- 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一試料、一日又は一時間をいう。
- 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものとする。

二 手数料

センターの区分	種 別	金 額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一四五、六〇〇円
食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二八、一〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二七、六〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 一四、八〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 一一、七〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円

林業技術センター	染色整理機械	一時間につき 一、〇三〇円
	紡織関係機械	一時間につき 一、九六〇円
	工作機械及び溶接機械	一時間につき 四、二〇〇円
	加熱炉	一回につき 八、四六〇円
	試験室	一時間につき 一、九七〇円
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき 二九、四七〇円
	試験機械	一時間につき 一、八一〇円
	測定機械	一時間につき 一、二七〇円
	工作機械	一時間につき 二、二〇〇円

備考

- 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一試料、一日又は一時間をいう。
- 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものとする。

二 手数料

センターの名称	種 別	金 額
保健環境センター	ウイルス検査	一種につき 三二、五七〇円
	無菌試験	一件につき 一〇、一四〇円
	食品衛生試験検査	一単位につき 八、六一〇円
	医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物その他の化学製品及	一単位につき 一〇、七〇〇円

東部工業技術セン ター	試験及び測定	一単位につき 二九、二〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
	写真	一枚につき 四、二〇〇円
農業技術センター	検査及び分析	一件につき 四〇、七〇〇円
水産海洋技術セン ター	検査及び分析	一件につき 三三、八〇〇円
林業技術センター	試験及び測定	一件につき 七三、八〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 四、八〇〇円
共通	成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円
	前処理及び試料調 整	一時間につき 三、六〇〇円
	設備利用において 職員が行う機器操 作	一時間につき 三、六〇〇円

食品工業技術セ ンター	びこれらの原料 並びに医療用具 の試験検査	
	ポリ塩化ビアエ ニール及びポリ 塩化トリアエ ニールに係る定 量分析試験	一成分につき 一一七、三八〇円
	温泉試験検査	一単位につき 五四、一八〇円
	環境衛生試験	一単位につき 四〇、二六〇円
	ダイオキシン類 等の極微量物質 に係る定量分析 試験	一件につき 五六九、〇〇〇円
	その他の試験検 査	当該試験検査に該当する健康保険 法(大正十一年法律第七十号)第 七十六条第二項の規定により厚生 労働大臣が定めるところにより定 める算定方法により算定した額の 百分の八十に相当する額に百分の 百五を乗じて得た額
	証明書、診断書 及び鑑定書	一単位につき 七三〇円
	試験及び測定	一単位につき 二五、八七〇円
	分析	一単位につき 二三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
西部工業技術セ ンター	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	成績書及びその 証明書	一部につき 八九〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
	試験及び測定	一単位につき 一九、九五〇円
加工	加工	一単位につき 一一、三八〇円
	分析	一単位につき 二三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円

備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点又は一時間をいう。

東部工業技術センター	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
	試験及び測定	一単位につき 三五、一三〇円
	加工	一単位につき 一一、三八〇円
	分析	一単位につき 一三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
	設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円
	複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円
林業技術センター	試験	一件につき 七二、一三〇円
	成績書及びその証明書	一部につき 七三〇円

備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一種、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点、一日又は一時間をいう。